

令和7年度  
包括外部監査結果報告書

補助金等に関する事務の執行について

岡山市包括外部監査人  
公認会計士 板谷 静郎

# 目次

第1章 監査の概要.....	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）.....	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由.....	1
4. 監査の対象期間.....	2
5. 監査の実施期間.....	2
第2章 監査対象の概要.....	4
1. 補助金等の定義.....	4
2. 岡山市の補助金等の交付に関する事務.....	4
3. 岡山市の財政状況、補助金等の推移.....	7
4. 監査対象の選定.....	10
5. 監査手続.....	13
6. 調査票の回答結果による概要把握.....	14
第3章 過去の包括外部監査結果に基づく措置状況.....	18
1. 過去の包括外部監査結果に基づく措置の概要.....	18
2. 措置内容の確認手続.....	18
3. 措置内容の確認結果.....	18
第4章 監査の結果.....	51
1. 監査の結果の概要.....	51
2. 指摘及び意見の一覧.....	51

3. 監査の結果（総論） .....	55
4. 監査の結果（各論） .....	58
(1) 岡山市自主防災組織等育成事業助成金 .....	58
(2) 地域の未来づくり推進事業補助金 .....	61
(3) 地域おこし協力隊活動補助金 .....	64
(4) 岡山市移住支援金 .....	67
(5) 岡山市町内会集会所新築等補助金 .....	69
(6) 防犯連合会活動費補助金 .....	71
(7) 防犯灯設置費補助金 .....	73
(8) 岡山県南東部病院群輪番制病院等運営費補助金 .....	76
(9) 岡山市敬老会補助金 .....	80
(10) 軽費老人ホーム事務費補助金 .....	82
(11) 岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金 .....	85
(12) 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金 .....	88
(13) 岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備費補助金） .....	93
(14) 岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費補助金） .....	95
(15) 岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分） .....	99
(16) 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金 .....	102
(17) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金 .....	108
(18) 障害者福祉施設整備費補助金 .....	112
(19) 障害児通所支援事業所送迎用車両安全装置設置支援事業等補助金 .....	115
(20) 居住生活移行支援事業費補助金 .....	119
(21) 岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費償還払 .....	121
(22) 岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応援金 .....	126
(23) 定期予防接種助成金 .....	129
(24) 児童家庭支援センター運営費補助金 .....	133
(25) 子どもの居場所づくり等促進事業補助金 .....	136
(26) 岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金 .....	139
(27) 私立認定こども園特別運営費補助金 .....	144
(28) 私立保育所特別運営費補助金 .....	148
(29) 看護師等加配助成事業補助金 .....	152
(30) 民間保育士等処遇改善事業補助金 .....	155
(31) 保育支援者配置助成事業費補助金 .....	158
(32) アレルギー児対応調理員等加配助成事業費補助金 .....	161
(33) 保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金 .....	163
(34) 岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助金（民営化推進事業費） .....	166

(35) 岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助金（子ども・子育て推進事業（特）） .....	169
(36) 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金 .....	172
(37) スマートエネルギー導入促進事業補助金.....	176
(38) 商工会議所商工会経営改善事業補助金 .....	179
(39) 岡山市中小企業支援事業補助金 .....	182
(40) 岡山市商店街振興対策事業補助金 .....	184
(41) I o T ・ A I 等先端技術導入支援事業費補助金.....	188
(42) 岡山市再投資・拠点強化促進奨励金.....	192
(43) 岡山市物流施設誘致促進奨励金 .....	196
(44) 岡山市 I T ・ デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金 .....	200
(45) 狩猟による捕獲促進事業費補助金 .....	204
(46) 新規就農者確保事業費補助金.....	206
(47) 新規就農者育成総合対策助成金 .....	209
(48) 浚渫藻刈交付金 .....	215
(49-1) 岡山市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金 .....	218
(49-2) 岡山市路面電車整備事業補助金（維持事業） .....	220
(50) 岡山市路面電車整備事業補助金（延伸環状化事業） .....	222
(51) 御津・建部コミュニティバス運行補助金.....	224
(52) 岡山市乗合タクシー運行補助金.....	227
(53) 岡山市市街地再開発事業等補助金 .....	231
(54) 住宅・建築物耐震改修等補助金 .....	235
(55) 空家等適正管理支援事業費補助金 .....	245
(56) 岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金.....	250

# 第1章 監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

補助金等に関する事務の執行について

## 3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

地方自治法第232条の2では、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる、と定められている。

岡山市は、様々な種類の補助金等（※）を交付している。

### ※岡山市補助金等交付規則

#### 第2条第1号 補助金等

市が市以外の者（団体又は個人）に対して交付する補助金、交付金、助成金、利子補給金及び事業共催の場合の負担金並びにその他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

岡山市の令和6年度一般会計当初予算において、補助費等の金額は18,819百万円であり、歳出総額の4.9%を占めるなど金額的な重要性は高いものと考えられる。

補助金等は反対給付のない一方的な給付で基本的には返還不要であり、一度交付が決まると毎年継続的に支出されるなど固定化や既得権益化するおそれもある。

岡山市補助金等交付規則第3条では、「補助金等に係る予算の執行は、補助金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行われなければならない。」とされている。

貴重な財源から多額に支出されている補助金等の必要性や公平性、事務の執行が公正かつ効率的になされているかを検討することは有意義と考える。

過去には、平成25年度の包括外部監査において「補助金及び負担金等の執行状況に関する管理について」というテーマが取り上げられていたが、10年以上が経過し、岡山市を取り巻く環境は大きく変化している。

近年では、新型コロナウイルス感染症関連や物価高騰対策等で国や市から多くの補助金等が交付されており、市民の関心も高い状況である。

以上の理由から、補助金等に係る財務事務の執行について、岡山市補助金等交付規則等に準拠して適切に行われているか、公益性や有効性の観点から適切に行われてい

るか等を検討することは有意義であると考え、令和7年度包括外部監査のテーマとして「補助金等に関する事務の執行について」を選定することとした。

#### 4. 監査の対象期間

原則として令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）。ただし、必要に応じて令和5年度以前及び令和7年度も対象とした。

#### 5. 監査の実施期間

令和7年4月3日から令和8年3月25日まで

#### 6. 監査の方法

##### (1) 監査の着眼点

補助金等に関する事務の執行について、主として合规性、有効性、経済性、効率性、公益性の視点に着目した。

##### (合规性)

- ・補助金等に関する条例・規則・要綱等は適切に整備されているか。
- ・補助金等に関する事務は関係する条例・規則・要綱等に基づき公正かつ適切に行われているか。

##### (有効性)

- ・補助金等の交付目的が明確化されており、補助事業等は交付目的を達成するために効果的に行われているか。

##### (経済性及び効率性)

- ・補助事業等は費用対効果を踏まえて行われているか。
- ・補助事業等は効率的に実施されているか。

##### (公益性)

- ・補助金等に公益性はあるか。
- ・岡山市の政策目的に適合しているか。

##### (2) 主な監査手続

- ・補助金等に関する概要の把握

- ・ 監査対象とする補助金等の選定
- ・ 監査対象として選定した補助金等の関係法規・書類等の査閲
- ・ 監査対象として選定した補助金等の所管部署に対する質問

## 7. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	板谷 静郎
監査補助者	公認会計士	難波 徹
	公認会計士	大森 浩二
	公認会計士	服部 紘児
	公認会計士	小野田 隼也
	公認会計士	杉野 令
	弁護士	石井 克典

## 8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。なお、出典から引用した数値は原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

## 第2章 監査対象の概要

### 1. 補助金等の定義

地方自治法第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。

岡山市補助金等交付規則では、補助金等を以下のように定義している。

#### ※岡山市補助金等交付規則

##### 第2条第1号 補助金等

市が市以外の者（団体又は個人）に対して交付する補助金、交付金、助成金、利子補給金及び事業共催の場合の負担金並びにその他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

### 2. 岡山市の補助金等の交付に関する事務

岡山市の補助金等の交付事務については、岡山市補助金等交付規則に定められている。

交付事務の流れと概要は以下の通りである。

補助金等の交付 (第4条)	<ul style="list-style-type: none"><li>補助金等は、毎会計年度予算の定めるところに従い、かつ、この規則の定めるところにより交付するものとする。</li><li>市長は、交付する補助金等の総額が当該補助金等に係る予算額を超えるとき、又は事業等への補助金等の交付の必要性の程度等を考慮して適当と認めるときは、各補助事業者に交付する補助金等の額を調整し、又は交付しないことができる。</li><li>市長は、補助金等を交付するに当たって、市税の完納促進その他の市の行政目的の達成のために必要な要件を定めることができる。</li></ul>
補助金等の交付の申請 (第5条)	<ul style="list-style-type: none"><li>前条の規定に基づき補助金等の交付の申請をしようとする者は、この規則に定める条項の適用を受けることについて同意をした上で、補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 事業計画書</li><li>(2) 補助事業等に係る経費の収支予算書</li></ul></li></ul>

	<p>(3) 補助事業等に係る経費の前年度決算書</p> <p>(4) 工事の施行にあつては実施設計書</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。</li> </ul>
補助金等の交付の決定 (第6条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、次に掲げる事項等について検討し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法令及び予算の定めに違反しないこと。</li> <li>(2) 補助事業等の目的及び内容が適正で効果が見込めること。</li> <li>(3) 金額の算定に誤りがないこと。</li> </ul> </li> <li>・市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付申請に係る事項に修正を加えて交付の決定をすることができる。</li> <li>・市長は、第1項の調査の結果により補助金等を交付することが不相当と認めたときは、速やかに申請者に対してその旨を通知するものとする。</li> </ul>
決定の通知 (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に対し、補助金等交付決定通知書により通知するものとする。</li> </ul>
補助事業等の遂行 (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業者は、法令の定め並びに補助金等の交付決定の対象となった事業計画及び交付決定に付した条件その他市長の指示 命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等を他の用途へ使用してはならない。</li> </ul>
着手届及び完了届 (第15条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業者は、補助事業等に着手したとき及び当該補助事業等が完了したときは、直ちに補助事業等着手・完了届を市長に提出しなければならない。ただし、補助金等の交付の対象が事務である場合については、この限りでない。</li> </ul>
実績報告 (第16条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業者は、当該補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から起算して20日以内に、補助事業等の実施状況を記載した補助事業等</li> </ul>

	<p>実績報告書に次の各号に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときもまた同様とする。</p> <p>(1) 補助事業等に係る経費の収支決算書 (2) その他市長が必要と認める書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金等については、前項の報告は要しないものとする。</li> </ul>
<p>補助金等の額の確定 (第17条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該補助事業等実績報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書により当該補助事業者に対し通知するものとする。</li> </ul>
<p>補助金等の交付時期 (第19条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等は、第17条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。</li> <li>・補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。</li> </ul>
<p>交付決定の取消し (第20条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。</li> <li>(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。</li> <li>(3) 前各号のほか補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示命令に従わなかったとき。</li> </ul> </li> <li>・前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後についても適用する。</li> <li>・第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。</li> </ul>

補助金等の返還 (第21条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し補助金等返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。</li> <li>・ 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。</li> </ul>
-------------------	---

(出典：「岡山市補助金等交付規則」から監査人作成)

### 3. 岡山市の財政状況、補助金等の推移

#### (1) 岡山市の財政状況

令和7年9月2日に公表された「令和6年度決算(案)の概要及び岡山市の財政状況」で示された収支の状況の概要は以下の通りである。

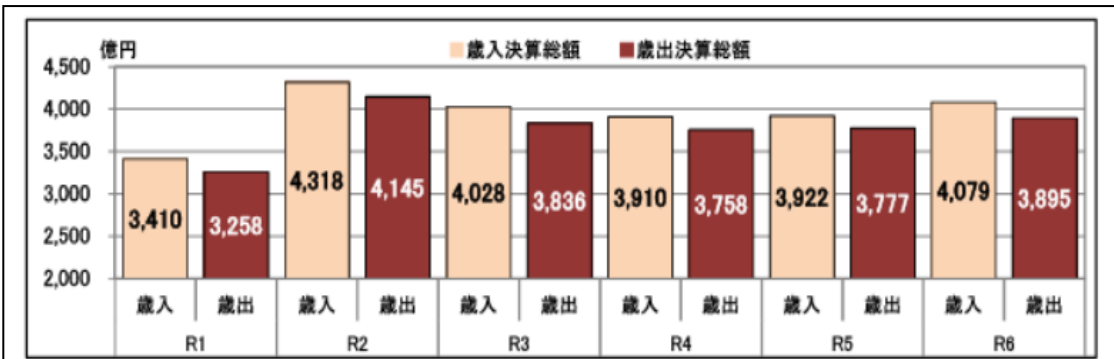
令和6年度決算の歳入総額は、前年度比157億円増の4,079億円、歳出総額は、前年度比118億円増の3,895億円で、歳入歳出差引額(形式収支額)は184億円となり、前年度比39億円(27.3%)の増となりました。

翌年度への繰越財源を除いた実質収支額は、132億円の黒字となり、前年度比24億円(22.1%)の増となりました。

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減額	伸び率
歳入総額	392,169	407,872	15,703	4.0
歳出総額	377,741	389,501	11,760	3.1
歳入歳出差引額	14,428	18,371	3,943	27.3
翌年度への繰越財源	3,616	5,170	1,554	43.0
実質収支額	10,812	13,201	2,389	22.1

(出典：「令和6年度決算(案)の概要」から抜粋)



岡山市の財政規模は、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費、子ども・子育て支援新制度など福祉関係経費、市有施設の長寿命化などにより年々増加の傾向にあります。特に、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症対策経費等により増加しており、なかでも令和2年度は特別定額給付金（歳入712億円）のため大きく増加しています。

（出典：「岡山市の財政状況」から抜粋）

## （2）補助費等の推移

岡山市の直近6年間の普通会計における補助費等（※1）の推移は以下の通りである。

（単位：百万円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳出決算総額	414,502	383,657	375,818	377,741	389,502
義務的経費（※2）	199,229	234,062	214,461	221,724	229,910
補助費等	97,212	21,650	26,114	25,839	22,127
歳出決算総額に対する補助費等の割合	23.5%	5.6%	6.9%	6.8%	5.7%
義務的経費を除いた歳出に占める補助費等の割合	45.2%	14.5%	16.2%	16.6%	13.9%

（出典：「岡山市の財政状況」から監査人作成）

（※1）補助費等とは、地方公共団体が行政目的を達成するため、他の団体や個人等に対して支出する経費であって、物やサービスの購入の対価ではなく、又は対価性が弱い給付的な性質を有する支出をいう。

補助金等の範囲とは厳密には一致しないが、概ね近似しているため、岡山市が公表している資料から把握できる補助費等の金額を用いて概要を把握している。

(※2) 義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、特別定額給付金や消費喚起事業負担金が増加したことなどにより、補助費等の金額が大幅に増加していた。

令和3年度以降において、義務的経費を除いた歳出に占める補助費等の割合は概ね15%前後で推移している。

#### 4. 監査対象の選定

令和6年度一般会計歳出予算のうち、歳出科目「負担金、補助及び交付金」を抽出したデータに基づき、主に以下の視点から監査対象を選定した。

- ・補助金及び交付金（以下、「補助金等」という。）のうち、令和6年度当初予算金額が10,000千円を超えるもの
- ・平成25年度の包括外部監査「補助金及び負担金等の執行状況に関する管理について」で対象とされていたものを除外
- ・上記に加え、内容の類似性、担当課ごとの対象数等を勘案し、監査人判断で監査対象を追加・除外

以上の結果、監査対象として選定した補助金等は以下の通りである。

No	所管課	補助金等の名称	令和6年度 予算額 (千円)
1	危機管理室	岡山市自主防災組織等育成事業費補助金	26,100
2	政策部	地域の未来づくり推進事業補助金	151,000
3	事業政策課	地域おこし協力隊活動補助金	12,000
4	市民協働部	岡山市移住支援金	11,600
5	市民協働企画総務課	岡山市町内会集会所新築等補助金	34,000
6	市民生活部	防犯連合会活動費補助金	12,568
7	生活安全課	防犯灯設置費補助金	30,000
8	保健福祉部 医療政策推進課	岡山県南東部病院群輪番制病院等運営費補助金	35,509
9	高齢福祉部	岡山市敬老会補助金	83,000
10	高齢者福祉課	軽費老人ホーム事務費補助金	460,000
11		岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金	23,856
12		地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金	39,137
13	高齢福祉部 事業者指導課	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備費補助金）	12,940
14		岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費補助金）	30,600

No	所管課	補助金等の名称	令和6年度 予算額 (千円)
15	高齢福祉部 事業者指導課	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分）	36,600
16		地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金	96,965
17		新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金	42,800
18	障害・生活福祉部 障害福祉課	障害者福祉施設整備費補助金	358,979
19		障害児通所支援事業所送迎用車両安全装置設置支援事業等補助金	11,955
20	障害・生活福祉部 生活保護・自立支援課	居住生活移行支援事業費補助金	24,000
21	健康衛生部 保健管理課	岡山市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費償還払	21,303
22		岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応援金	530,000
23	保健所 感染症対策課	定期予防接種助成金	19,340
24	子育て支援部 こども福祉課	児童家庭支援センター運営費補助金	16,042
25		子どもの居場所づくり等促進事業費補助金	14,300
26		岡山市児童養護施設等環境改善事業補助金	33,902
27	保育・幼児教育部 保育・幼児教育課	私立認定こども園特別運営費補助金	444,000
28		私立保育所特別運営費補助金	586,000
29		看護師等加配助成事業費補助金	60,000
30		民間保育士等処遇改善事業補助金	232,000
31		保育支援者配置助成事業費補助金	142,000
32		アレルギー児対応調理員等加配助成事業費補助金	14,000
33		保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金	24,000

N o	所管課	補助金等の名称	令和6年度 予算額 (千円)
34	保育・幼児教育部 こども園推進課	岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助 金（民営化推進事業費）	552,906
35		岡山市私立保育所等緊急整備事業等補助 金（子ども・子育て推進事業（特））	346,200
36	環境部 環境保全課	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	374,566
37	環境部 ゼロカーボン推進 課	スマートエネルギー導入促進事業補助金	290,000
38	商工部	商工会議所商工会経営改善事業補助金	65,200
39	産業振興課	岡山市中小企業支援事業費補助金	90,000
40		岡山市商店街振興対策事業補助金	77,000
41		I o T ・ A I 等先端技術導入支援事業費 補助金	61,500
42		岡山市再投資・拠点強化促進奨励金	184,000
43		岡山市物流施設誘致促進奨励金	52,900
44		岡山市 I T ・ デジタルコンテンツ産業等 推進事業補助金	25,600
45		農林水産部	狩猟による捕獲促進事業費補助金
46	農林水産課	新規就農者確保事業費補助金	19,500
47		新規就農者育成総合対策助成金	61,000
48	農林水産部 農村整備課	浚渫藻刈交付金	44,400
49-1	都市・交通部 交通政策課	岡山市ユニバーサルデザインタクシー導 入促進補助金	15,000
49-2		岡山市路面電車整備事業補助金(維持事 業)	13,250
50		岡山市路面電車整備事業補助金(延伸環状 化事業)	96,056
51		御津・建部コミュニティバス運行補助金	60,800
52		岡山市乗合タクシー運行補助金	23,850
53		都市・交通部 市街地整備課	岡山市市街地再開発事業等補助金

N o	所管課	補助金等の名称	令和6年度 予算額 (千円)
54	住宅・建築部	住宅・建築物耐震改修等補助金	97,690
55	建築指導課	空家等適正管理支援事業費補助金	35,439
56	住宅・建築部 住宅課	岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費 補助金	23,278

## 5. 監査手続

主な監査手続は以下の通りである。

### (1) 調査票による分析

補助金等のうち、令和6年度当初予算が10,000千円以上の全件、500千円以下の全件の計148件について、調査票の回答を依頼し、分析を行った。

なお、補助金等の総数は299件であるため、調査票の対象とした件数の割合は全体の49.5%である。

調査票の様式は以下の通りである。

1	補助金等の名称			
2	補助金等の所管課			
3	補助金等の根拠法令・交付要綱等の名称			
4	補助金等の創設年度			
5	補助金等の終期年度 (定められていない場合、その理由)			
6	補助金等の目的			
7	補助金等の概要			
8	補助対象事業の概要			
9	補助金等の交付先			
10	補助金等の申請件数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
11	補助金等の交付先数の推移(直近3年)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
12	公募の有無 (公募している場合は募集手段の内容)			
13	補助金等の額の算出方法			
14	補助金等の支払方法(完了前or完了後)			
15	補助金等の財源構成比(国・県・市・その他)			
16	補助金等の予算額・決算額の推移(直近3年)	令和4年度 予算額	令和5年度	令和6年度
		決算額		
17	実績報告の有無			
18	実績報告の時期			
19	実績報告の審査の方法 (提出書類審査のみor提出書類審査及び現地調査)			
20	補助金等の成果を測定する指標の有無 (有の場合はその内容) (無の場合はその理由)			
21	成果を測定する指標の直近3年の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
22	補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無			

## (2) 関係資料の閲覧及び所管課への質問

選定した補助金等について、以下の資料を閲覧し、必要に応じて所管課への質問を実施した。

資料No	依頼資料
1	補助金等交付要綱、実施要綱・要領、その他関連規則等
2	補助金等事業の予算資料及び積算根拠資料
3	補助金等交付の申請書及びその添付書類
4	その他補助金等交付要綱において提出が求められている書類
5	選考過程及び決定・承認の履歴がわかる書類（審査書類・調書等）
6	補助金等交付の決定通知書における決裁文書
7	補助金等交付請求書
8	補助金等確定の通知書における決裁文書
9	実績報告書及びその添付書類
10	実績審査の過程及び承認履歴がわかる書類（審査書類・現地調査調書等）
11	補助機等の返還・交付取消が行われた場合は、その関連書類
12	補助金等の効果測定に関連する書類（効果指標の分析資料等）
13	その他補助金等の交付事務に関連する資料

## 6. 調査票の回答結果による概要把握

「5. 監査手続（1）調査票」に記載の通り、148件の補助金等を対象として調査票の回答を入手した。ただし、補助金等のうち、複数の補助事業等があるものについてはそれぞれについて調査票の回答があったため、回答数は計160件となった。

調査票における主な質問項目に対する回答結果の概要は以下の通りである。

### (1) 補助金の創設年度からの経過年数

経過年数	件数	割合
～10年	61	38.1%
11年～20年	35	21.9%
21年～40年	31	19.4%
41年～	24	15.0%
創設年度不明	9	5.6%
計	160	100.0%

(出典：創設年度の回答から令和7年までの経過年数を監査人算出)

創設から40年を超えるものが15%存在しており、5.6%は創設年度が不明という状況である。一度始まると、必要性の再検討が十分になされないまま継続されている可能性がある。

(2) 補助金の終期年度の設定の有無

回答	件数	割合
有り	10	6.3%
無し	150	93.7%
計	160	100%

(出典：調査票回答結果をもとに監査人作成)

大半の補助金等が終期年度の設定が無いとの回答であった。

(3) 補助金等の交付先数

回答	令和4年		令和5年		令和6年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
0	16	10.1%	15	9.5%	17	10.6%
1	63	39.9%	63	39.9%	61	38.1%
2～10	35	22.2%	32	20.3%	33	20.6%
11～	44	27.8%	48	30.4%	49	30.6%
計	158	100%	158	100%	160	100%

(出典：調査票回答結果をもとに監査人作成)

交付先が1先のみとの回答が4割弱であった。特定の団体への支出が定着している傾向がある。

なお、令和6年度に創設された補助金等が2件あるため、令和4年、令和5年について当該補助金等を集計対象から除いている。

(4) 公募の有無

回答	件数	割合
有り	37	23.1%
無し	123	76.9%
計	160	100%

(出典：調査票回答結果をもとに監査人作成)

公募がないとの回答が8割弱であった。

なお、公募はしていないものの、対象となる事業者等への周知を行っている旨の回答については、「有り」として集計している。

(5) 補助金等の財源構成

回答	件数	割合
岡山市のみ	99	61.9%
上記以外	61	38.1%
計	160	100%

(出典：調査票回答結果をもとに監査人作成)

補助金の約6割が岡山市単独の財源によって賄われている。岡山市独自の施策としての妥当性がより厳格に問われる状況にある。

(6) 補助金等の予算執行率

回答	令和4年		令和5年		令和6年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
～20%	27	17.1%	23	14.6%	21	13.1%
21%～50%	25	15.8%	19	12.1%	13	8.1%
51%～	100	63.3%	111	70.7%	126	78.8%
予算設定なし	6	3.8%	4	2.5%	—	—
計	158	100%	158	100%	160	100%

(出典：調査票回答結果をもとに監査人作成)

例年、2割超の補助金等について、予算執行率が50%以下となっている。

(7) 実績報告の有無

回答	件数	割合
有り	155	96.9%
無し	5	3.1%
計	160	100%

(出典：調査票回答結果をもとに監査人作成)

大半の補助金等について実績報告が行われている。

(8) 補助金等の成果を測定する指標の有無

回答	件数	割合
有り	47	29.4%
無し	113	70.6%
計	160	100%

(出典：調査票回答結果をもとに監査人作成)

補助金等の成果を測定するための具体的な数値指標が設定されていないものが約7割に達している。これにより、補助金等が効果的に使われたかどうかの客観的な評価が困難となっている可能性がある。

(9) 補助制度の内容や目的等について、岡山市ホームページ等での公開の有無

回答	件数	割合
有り	89	55.6%
無し	71	44.4%
計	160	100.0%

(出典：調査票回答結果をもとに監査人作成)

岡山市のホームページなどで制度内容や要綱を公開していないものが約4割あり、市民に対する透明性の確保が十分とは言えない可能性がある。

## 第3章 過去の包括外部監査結果に基づく措置状況

### 1. 過去の包括外部監査結果に基づく措置の概要

平成25年度包括外部監査において「補助金及び負担金等の執行状況に関する管理について」を対象とした報告書が提出され、当該報告書において28件の指摘及び30件の意見が記載されている。

岡山市は、これらの指摘及び意見に対する措置内容をホームページ上に公表している。

### 2. 措置内容の確認手続

ホームページ上に公表された措置状況及び総務法制企画課から入手した平成25年度包括外部監査結果措置状況管理台帳に基づき、平成25年度の外部監査における28件の指摘について、講じられた措置内容は適切か、措置報告が適切になされているかを検討するため、以下の手続を実施した。

- ①指摘の内容把握
- ②包括外部監査結果に対する措置通知における措置内容の把握
- ③措置内容記載事項の根拠証憑の徴求及び確認
- ④措置内容の検討

### 3. 措置内容の確認結果

#### (1) 指摘 1

補助金等名称	岡山市住民自治組織補助金
所管部署	市民協働企画総務課（安全・安心ネットワーク推進室）
報告書ページ	20
指摘事項	当該補助金の支出内容とその効果を厳しく精査し、不必要な支出とならないように指導すべきである
指摘の概要	支出の部に計上されている費目の内容について、収支予算書、事業報告書等をもとに確認、検証した結果、以下のような問題点があげられる。 a 次年度繰越金が多額であり、事業規模に対して補助金額が見合っていないと考えられる（約1,000万円の事業規模に対し1割強の繰越金、市補助金の約2割）。 b 会議費（平成23年度で346万6千円）に含まれる、懇談会等（平成23年度28万円、8回開催）での参加人数、内容に関する報告書がなく適切な経費支出となっているか不明である。

	<p>c 事業費の内容のうち、300万円以上が視察研修であるが、研修報告が特になく、計画書の行程をみると、例えば、平成24年11月13日から14日までの福井市自治会連合会への視察などは、総費用240万円のうち、市からの補助金が165万円で参加者50人に対し自己負担75万円（1人当たり1万5千円）であるにもかかわらず、本来の目的地とは離れた石川県で宿泊し、観光も行っている。視察時間は1日目のわずか1時間半であり、全体としての研修レポートや研修をその後どのように役立てたか等の記録が残っていない。その他の研修も報告内容からは、研修を目的とした内容である点が判然としない事例が平成20年度から散見される。</p> <p>岡山市連合町内会の活動精神について、事業計画では「当会は、昭和37年に制定された「岡山市市民憲章」とともに半世紀を歩んできた。これからも「市民憲章」を尊重し、崇高なボランティア精神を発揮し、地域を束ねるリーダーとしての自覚のもと市民の総ての究極の目標である「平穏で安らぎのある地域社会」「思いやりと譲り合いの心を育む地域社会」の構築と、地縁組織の連合体としての役割を果たすべく全市的な視野での情報交換や広報活動を展開するとともに、必要に応じて関係機関と折衝する。」とされているところであり、活動目的及び活動の必要性については十分に理解できるところである。ただし、活動目的、必要性に見合う補助金の使用状況であるかという点に関しては、十分な説明責任が果たされるよう具体的な活動状況、支出内容及びその効果の検証がなされなければ、市民の理解を得ることは困難であると考えられる。</p> <p>従って、市では補助金の使用状況が詳細にわかるような報告書を検証可能な根拠となる領収書等とともに提出させ、支出内容とその効果を精査し、合理的な説明が困難な支出や不必要な支出が行われないよう指導すべきである。少なくとも旅行補助と考えられる支出内容等は、必要性の点から説明できないところであり、目的と効果の市政への反映の観点から、今後の補助の必要性について検討が必要である。</p>
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	市民協働企画総務課（安全・安心ネットワーク推進室）
措置内容	岡山市連合町内会と協議を行い、平成26年度から補助金の必要性や使用状況が確認できる報告書や領収書の提出を受けることとした。

(措置内容の検討及び結果)

令和6年度の補助事業等実績報告書、令和6年度岡山市連合町内会事業報告、令和6年度会務報告、令和6年度収支決算報告書及び令和6年度収支決算総括表等を閲覧した。

市民協働企画総務課の補助金等交付審査確認書面を閲覧したところ、支出行為の適正性について検討した証跡が認められ、また過大と思われる繰越金も認められないことから、適正に措置はなされている。

なお、視察研修は毎年実施されていることから、引き続き継続的にその内容を把握・検討していく必要がある。

(2) 指摘2

補助金等名称	学区・地区連合町内会補助金
所管部署	安全・安心ネットワーク推進室
報告書ページ	25
指摘事項	補助金額の減額や必要性を学区・地区ごとに検討すべきである
指摘の概要	収入規模と繰越金額の一覧からもわかるとおり、96学区・地区合計で総収入1億8,140万円に対し、8,479万円もの余剰額が生じている。各学区・地区では、繰越額に差異があるものの、補助金額、収入額及び繰越額の金額的關係性に着目した場合、補助金なしでも運営が十分可能な学区・地区は多数あるものと考えられる。 各学区・地区間の公平性には一定の配慮が必要という考え方はあるものの、自主運営が可能な学区・地区に関しては、補助金の減額や必要性を検討すべきである。
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	安全・安心ネットワーク推進室
措置内容	平成26年6月6日に開催された、岡山市連合町内会総会において各学区・地区連合町内会長に説明を行い、平成27年度から補助金の必要性や使用状況が確認できる領収書等の提出を受けることとした。

(措置内容の検討及び結果)

北区、中区、東区、南区からそれぞれ任意に1町内会分の書類を閲覧した。

収入・支出について領収書等が提出されており支出の内訳についても、特段問題になるような項目は識別されず、適正に措置がなされている。

なお、依然として繰越金を多く有している町内会が見受けられたため、必要に応じて補助内容の見直し等を検討されたい。

(3) 指摘3

補助金等名称	岡山市体育協会補助金
所管部署	市民局スポーツ振興課
報告書ページ	30
指摘事項	要綱で補助対象経費を明確化した上で、支出の妥当性を検証すべきである
指摘の概要	岡山市体育協会補助金交付要綱第3条は以下のとおりである。 (補助対象事業等) 第3条 この補助金の対象となる事業はつぎに掲げるものとする。 (1) 中央及び県体育協会との連絡協調 (2) 体育大会、講習会等スポーツに関する各種行事の開催、後援及び指導 (3) 体育施設の充実及び普及 (4) その他本会の目的達成に必要な事業 補助対象となる事業内容に関して記載はあるものの、その具体的な補助対象経費が不明確である。よって、要綱上、補助対象経費を明確化すべきである。
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	市民局スポーツ振興課
措置内容	補助対象経費が明確になるよう、岡山市体育協会補助金交付要綱をH27.4.1に改正施行した。

(措置内容の検討及び結果)

現行の「一般財団法人岡山市スポーツ協会補助金交付要綱」を閲覧した。  
第5条に補助対象経費が記載されており、適正に措置がなされている。

(4) 指摘4

補助金等名称	人権擁護委員協議会補助金
所管部署	市民局人権推進課
報告書ページ	37
指摘事項	実績報告書をより精緻に検証し、指導すべきである
指摘の概要	岡山市人権擁護委員協議会補助金交付要綱第6条により、実績報告として、収支決算内訳書及び領収書等活動の実施に要した費用を支払ったことを証する書類の提示が求められている。

	<p>市では、人権擁護委員協議会より収支決算内訳書の提出を受けているが、領収書等の活動の実施に要した費用を支払ったことを証する書類については、領収書のコピーの提出のみで原本の確認を行っていない。実績報告書の内容の検証においては、領収書の原本を確認する必要がある。</p> <p>また、平成24年度の実績報告書の収支の状況は以下のとおりであるが、そのうち啓発宣伝費1,357,777円の支出内訳をみると、3月26日の「うちわ485,100円」の購入について、当該記載のみで、うちわの枚数、単価及びどのような活動に使用したか等の記載はなく、また、3月29日にも「丸鉛筆2B（3,000セット）226,800円」の記載のみであるなど、支出内容の詳細が見てわからないものがある。</p> <p>市は、人権擁護委員協議会の活動内容を十分に把握した上で補助対象経費に対し補助金を支給する必要がある、このように実績報告書の記載が不十分であるような場合は指導を行う必要がある。</p>
	包括外部監査結果に対する措置通知
所管課	市民局人権推進課
措置内容	岡山人権擁護委員協議会に対し、領収書の原本確認と実績報告書の適正な記載について指導していたが、平成26年度事業の実績報告において、領収書の原本を確認し、実績報告書の支出内訳に詳細がわかるように記載されていることも確認した。

(措置内容の検討及び結果)

令和6年度の補助事業等実績報告書、決算報告書、現金出納簿等を閲覧した。支出内容については納品書及び請求書等の原本提出を受けて確認しているとのことである。

なお、支出内容の記載について、どのような目的で購入・使用されたかは明記されていないものが散見されたため、納品書・請求書等による実在性の確認のみならず、支出の妥当性も確認できるような記載も指導していくことが望ましい。

(5) 指摘5

補助金等名称	人権擁護委員協議会補助金
所管部署	市民局人権推進課
報告書ページ	38
指摘事項	啓発宣伝用消耗品等の購入が適時適量であることを確認し、指導監督すべきである

<p>指摘の概要</p>	<p>3月26日に購入している「うちわ485,100円」の内容を調査した結果は次のとおりであった。</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="518 414 1037 593"> <thead> <tr> <th></th> <th>個数</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レギュラー</td> <td>7,000 個</td> <td>35.7</td> <td>249,900</td> </tr> <tr> <td>コンパクト</td> <td>7,000 個</td> <td>33.6</td> <td>235,200</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>485,100</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「人権擁護委員」の周知を図り、地域住民に人権をより身近に感じてもらうことができるよう、啓発活動重点目標「みんなで築こう人権の世紀～考えよう相手の気持ち育てよう思いやりの心～」や人権イメージキャラクター、岡山人権擁護委員協議会周知の標語及び相談電話番号などが印刷された「人権うちわ」を配布することを目的に購入されたものである。</p> <p>配布時期を確認したところ、翌年度（平成25年度）の夏祭り等、6月から8月に保育園や幼稚園、小学校学童クラブにおいて実施した出前講座や人権教室、7月下旬に実施した中学校の地区別懇談会、5月から8月に実施された福祉交流プラザや児童館などのイベントなどに持参し、人権擁護委員が地域の人たちに配布したとのことであった。</p> <p>また、平成22年度及び平成23年度の実績報告書を閲覧したところ、平成22年度は3月9日に「うちわ422,100円」、平成23年度は2月24日に「うちわ425,250円」の購入があり、毎年度、年度末に購入する慣習となっているように見受けられた。また、平成24年度の「丸鉛筆2B（3,000セット）226,800円」についても、平成23年度の3月14日に「丸鉛筆2本入り257,040円」の支出があることから、同様な慣習となっているようである。</p> <p>これら啓発宣伝用消耗品等は、本来、必要なときに必要量を購入し、使用すべきものとするが、現状は、事前に大量購入し、使用するまで大量保管されている状態である。一括購入による価格の低廉化が図れ、標語などの名入れには期間を要するという側面はあるものの、支出の財源は補助金であり、適切な時期の適切な量の購入であるかどうか肝心となる。市は啓発宣伝用消耗品等の購入が適時適量な購入であるかどうかの確認を行い、状況によっては指導等を行うことが必要である。</p>		個数	単価	金額	レギュラー	7,000 個	35.7	249,900	コンパクト	7,000 個	33.6	235,200	合計	485,100		
	個数	単価	金額														
レギュラー	7,000 個	35.7	249,900														
コンパクト	7,000 個	33.6	235,200														
合計	485,100																
<p>包括外部監査結果に対する措置通知</p>																	
<p>所管課</p>	<p>市民局人権推進課</p>																

措置内容	岡山人権擁護委員協議会に対し、啓発宣伝用消耗品等は適切な時期に適切な量を購入するよう指導していたが、平成26年度事業の実績報告において、適時適量な購入がなされていることを確認した。
------	--

(措置内容の検討及び結果)

令和6年度の補助事業等実績報告書、決算報告書、現金出納簿等を閲覧したところ、支出が年度末に集中しているような状況は識別されなかった。適正に措置がなされている。

(6) 指摘6

補助金等名称	人権擁護委員協議会補助金
所管部署	市民局人権推進課
報告書ページ	39
指摘事項	他市町村から受領する助成金も考慮して、市の補助金額を決定すべきである
指摘の概要	<p>市では、支出明細を閲覧し、全支出額から、研修会での昼食代や個人の印鑑代など個人が負担すべきと考えられる経費などについては補助対象外とし、補助対象経費と市の予算額とを比較し、少ない方を支給することとしている。</p> <p>平成24年度においては、全支出額2,314,776円のうち補助対象外とした経費は合計235,454円、補助対象経費は2,079,322円であり、これは市の予算額1,400,000円を超過していることから、予算額での支給となった。</p> <p>しかし、人権擁護委員協議会は、市の他に玉野市、赤磐市及び吉備中央町からも助成金（補助金）を受領しており、平成24年度の全体の収支状況は、次年度繰越として178,096円の剰余金が発生している。</p> <p>人権擁護委員協議会の自主財源は利息収入のみで自主事業は実施していないため、剰余金の財源は市を含めた各市町村からの助成金（補助金）であると考えられ、本来は、精算により各市町村に返還されるべきものである。さらに、結果として、補助対象外経費も市を含めた各市町村の助成金（補助金）を財源に支出されていることになる。</p> <p>補助対象経費の実績と補助金予算とを比較して少ない方を支給しているにもかかわらず、このように剰余金が発生する原因は、</p>

	<p>他市町村からの助成金（補助金）による収入を考慮して補助金額を算定していないことによる。</p> <p>今後、補助金額の算定においては補助対象経費の額と補助金予算とを単純に比較するのではなく、他市町村からの助成金も考慮し、他市町村と協議の上、助成金（補助金）の算定方法を決定する必要があると考える。</p> <p>例えば、仮に、市、玉野市、赤磐市及び吉備中央町からの助成金（補助金）の予算額により補助対象経費2,079,322円を按分して各補助金額を算定した場合、各市町村の補助対象経費は以下のとおりであり、市の補助金額は1,260,195円と算定され、1,400,000円との差額139,805円は返還されるべきものとなる。</p>
	包括外部監査結果に対する措置通知
所管課	市民局人権推進課
措置内容	平成26年度の補助金額について他市町の助成金を考慮に入れた算定方法となるよう他の市町と協議し算定を行った。また、平成26年度事業の実績報告において、次年度繰越として剰余金が発生していないことを確認した。

（措置内容の検討及び結果）

他市町村の負担状況が記載された資料を閲覧し、各市の負担が考慮されている状況であることを確認した。

また、令和6年度の決算報告書を閲覧し、繰越金に大きな変動は生じていないことを確認した。

以上より、措置は適切になされていると判断する。

（7）指摘7

補助金等名称	人権施策補助金（人権啓発活動補助金）
所管部署	市民局人権推進課
報告書ページ	43
指摘事項	効率的な補助金の使用について、積極的に指導すべきである
指摘の概要	当該補助対象事業の経費内容とその事業の成果等をみると、効果的に行われているか疑問をもつものもある。例えば、平成24年度に実施された当該補助事業について、参加者1人当たり経費をみると、最少額で643円、最高額は2万4,416円と相当な差があり、この差は、費やした経費と参加者数の多寡の違いによるものである。実施方法や開催場所、テーマに関する社会的な認知状況

が違うことから単純に参加者数のみで事業の成果を測れない側面もあるが、当該補助金が、人権尊重のまちづくりを目指し、これを達成する目的で、広く人権問題に取り組んでいる団体等に支給されるものであることを考えると、参加者数にて一定の成果を測ることができ、参加者1人当たり経費の額から補助事業の費用対効果をみることも有用であると考え。

参加者1人当たり経費を2万4,416円費やした団体Fの講演会の例をとりあげ、支出内訳をみると以下のとおりである。

<収支内訳>

(単位：円)

項目	決算額	備考
収入	自己資金	488,321
	補助金	488,320 補助対象経費の2分の1
	収入合計	976,641
支出	講師謝金	400,000 2名×20万円
	講師旅費	75,320 交通費：2名×3万1,680円 宿泊代：2名×5,980円
	会場費	19,400 会場使用料
	印刷製本費	300,000 チラシ30円×10,000枚
	通信運搬費	109,321 ゆうメール(64円×1648通、77円×37通)など
	看板代	50,000
	消耗品費	4,600
	アルバイト代	18,000 アルバイト6名×3,000円
	支出合計	976,641

市では、当該補助対象事業の実施にあたり、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」と題した説明書を各支給団体に提示し、事業開催にあたっての留意事項や支出項目ごとの上限額等を定め、説明を行っている。

当該補助対象事業の講師謝金は、講師2名に対し、各20万円支給されているが、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」において、講師謝金については、「講演、公演等を行うため外部より招聘した講師等については、1団体(1人)当たり40万円、1事業当たり70万円を上限とする」とされているため、規定の範囲である。また、印刷製本費については、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」において、「案

	<p>内チラシ、ポスターについては、一枚当たりの単価の補助上限を、A 4 40円、B 4 50円、A 3 60円、A 2 150円、B 2 200円（デザイン料を含む）」とされており、同事業では、A 4の案内チラシを1万枚作成しているが、単価30円で支出されているため、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」の規定の範囲内であり、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」には反していないかもしれない。しかし、1人当たり20万円という謝金から集客力が高いと想定される講師を2名招聘し、かつ、案内チラシ1万枚を配布し、ゆうメールの通信費を含め約40万円の広告宣伝の費用を掛けた結果、実際の参加人数が40名のみという状況は、補助金が効率的に使用されているといえるのか疑問である。</p> <p>市の財源をより効率的に使用するためには、補助対象事業の企画内容、参加者募集の方法、購入先選定方法等について、市も積極的な指導を行い、補助金がより効率的に使用されるよう図っていく必要がある。</p> <p>また、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」では、案内チラシについては、印刷枚数にかかわらず単価の上限を規定しているが、多数印刷する場合には、相見積りの実施等により経費の削減も可能と思われる。さらに、例えば旅費については、「市の旅費規定の範囲内を限度とする」とされているが、謝金については、外部のイベントであることへの配慮から、相当高く上限が設定されている。これらのことから、当該事業に補助金を費やし、市の財源を使う以上、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」の規程の見直しも検討すべきと考える。</p>
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	市民局人権推進課
措置内容	<p>平成26年度募集から「注意事項」を見直し、経費の支出にあたり、「啓発活動への参加者数と経費のバランス（参加者1人あたりの経費）等を考慮に入れた効率的・効果的な執行」を求める内容を記載するとともに、多くの市民に啓発活動がなされるべく補助申請時等にも一層の工夫をするよう伝えている。</p>

(措置内容の検討及び結果)

「岡山市人権啓発活動補助金についての注意事項」に、「経費の支出にあたっては、補助金が公金であることから、啓発活動への参加者数と経費のバランス（参加者1人あ

たりの経費)等を考慮に入れた効率的・効果的な執行をお願いいたします。」と記載されていることを確認した。

また、サンプルとして提示された補助事業の収支決算内訳書等を閲覧した結果、費用対効果に疑義を生じるような内容は確認できなかった。

(8) 指摘8

補助金等名称	岡山市シルバー人材センター運営費補助金及び高齢者活用生活援助サービス事業費補助金
所管部署	保健福祉局高齢者福祉課
報告書ページ	66
指摘事項	公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営安定化造成基金積立金の財源について説明責任を果たすべきである
指摘の概要	<p>a 公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営安定化造成基金積立金について</p> <p>公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営安定化造成基金積立金の設置の経緯及び積立の状況は次のとおりである。</p> <p>(a) 公益財団法人岡山市シルバー人材センターの再建のために支給された平成19年度の補助金について</p> <p>公益財団法人岡山市シルバー人材センターでは、平成19年度に従業員の横領により資金の損害が発生したことから、経営の安定化のため、市から1億1,600万円の補助金を受領している。これは、横領事件後、公益財団法人岡山市シルバー人材センターが1億円を超える債務超過の状態に陥り、資金不足により債務返済が困難となり、事業存続の危機にあったことから、早期に公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営の安定化を図り、シルバー人材センター事業を継続することで、高齢者の雇用の促進などに資することを可能にするため、市が支給したものであり、公益上必要性があるとして議会の承認を得て支給されたものである。</p> <p>また、当該補助金の支給条件として、公益財団法人岡山市シルバー人材センターの再建が完了したと認められる場合は、当該補助金の金額を市に納付することとされている。</p> <p>(b) 経営安定化造成基金積立資産の設置について</p> <p>上述の補助金等支給決定の支給条件のとおり、公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営を安定化させた後、当該補助金の金額を市に返納する必要があることから、当該金員を納付する資金を積み立てる目的で経営安定化造成基金積立資産を設置し、</p>

各会計年度末において、経常収益が経常費用を上回り利益が生じたときは、利益の20%以上を経営安定化造成基金積立資産に積立て、経営安定化造成基金積立金が1億1,600万円に達したとき、その全額を市に納付することとした。

(c) 経営安定化造成基金積立資産の財源について

公益財団法人岡山市シルバー人材センターは、当該横領事件発覚後、事務局の経理担当を2人体制とし、相互牽制機能を付与するとともに、チェック機能が働かなかった以前の反省を踏まえ、現在は、事務局次長を出納責任者とし、事務局長を経理責任者及び公印管理者とする執行管理体制をとり、平成21年度には総務経理指導員を配置し、経理業務の適正な運営を図る体制に改善された。また、収支改善策として、横領事件に関係する3名の職員を懲戒解雇し、その補充をしないことによる人件費の削減や不採算事業からの撤退及び旅費交通費等の経費の抑制により4,000万円以上の経費を削減している。また、受託事業の利益率の引き上げにより増収を図るなど経営改善の努力をし、徐々に経常収益が経常費用を上回るようになり、経営安定化造成基金積立資産については、当初の計画より遅れてはいるものの平成25年10月末時点で2,360万円が積み立てられている。

b 経営安定化造成基金積立資産の財源に対する市の説明責任について

経営安定化造成基金積立資産は公益財団法人岡山市シルバー人材センターの利益をもって積立てられているが、過去に受領した補助金の返納の原資とするものであることから、その財源は公益財団法人岡山市シルバー人材センターの自主努力で得られる必要がある。

補助金の対象事業において利益が発生しているのであれば、本来は、今後の補助金の見直し等の検討を行うべきであるが、上述のとおり、公益財団法人岡山市シルバー人材センターでは横領事件発生以降、執行体制を改善し、経費削減や収益アップに努めた結果一定の成果を出している。これらのことは、横領事件の有無に係らず、本来実施すべきものであったともえるが、国の補助金が平成22年度から平成24年度までの3年間にわたり大幅に削減されていることを勘案すると、発生している利益は主に公益財団法人岡山市シルバー人材センターの自主努力の結果ともいえる。しかしながら、公益財団法人岡山市シルバー人材センターが補助金

	<p>交付の対象事業以外の自主事業等を実施していないこともあり、現状では、経営安定化造成基金積立金の財源が公益財団法人岡山市シルバー人材センターの自主努力で得られたものか、補助金を受領していることにより得られたものかの明確な区別ができない。</p> <p>今後、市は公益財団法人岡山市シルバー人材センターに補助金を支給するにあたり、財団運営に最低限必要な人件費のみを補助対象とする等、公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営安定化造成基金積立資産の財源が公益財団法人岡山市シルバー人材センターの自主努力で得られたものであることを明確に説明できるようにする必要がある。</p>
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	保健福祉局高齢者福祉課
措置内容	<p>補助対象経費の実態が財団運営に最低限必要な人件費や事務所運営費等であることを明確にするため、補助金内訳書（任意様式）を添付させる。</p> <p>また、経営安定化造成基金の財源が、財団の自助努力によって得られたものであることを示す要因等を、別途報告書（任意様式）として提出させる。</p>

（措置内容の検討及び結果）

令和6年度収支決算書（シルバー人材センター運営費）、経営安定化基金積立状況に関する資料及びシルバー人材センターの経営改善努力に関して記載された資料を閲覧した。

なお、経営安定化造成基金積立金は平成31年度に116,000,000円となっており、令和2年3月24日に岡山市に全額納付されていることを確認した。

措置内容にある補助金内訳書、別途報告書は確認していないが、措置状況に特段問題ないと判断する。

（9）指摘9

補助金等名称	岡山市福祉医療事務補助金
所管部署	保健福祉局医療助成課
報告書ページ	73
指摘事項	要綱上、実績報告を必要とする旨を明記すべきである
指摘の概要	岡山市福祉医療事務補助金交付要綱において、実績報告についての記載がない。実際には、所定のフォームに基づき実績報告を

	受けている。市民に明確にする観点から、要綱において実績報告を要する旨を定めるべきである。
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	保健福祉局医療助成課
措置内容	実績報告については、岡山市補助金等交付規則の様式に基づいて報告を受けているが、重ねて岡山市福祉医療事務補助金要綱においても、実績報告を要する旨を定めた。

(措置内容の検討及び結果)

補助事業が令和2年度に終了しているため、措置状況の確認は省略した。

(10) 指摘10

補助金等名称	岡山市障害者地域生活支援事業補助金（福祉ホーム）
所管部署	保健福祉局障害福祉課
報告書ページ	76
指摘事項	実際の支給方法と補助金要綱とを一致させるべきである
指摘の概要	補助対象経費の実額と、当該補助金要綱において定められている上限額とを比較し、少ない方を支給することとなっているが、実際には比較をせずに、上限額で支給されているのが実態である。要綱に従い、補助対象経費の実額と定められている上限額とを比較し、少ない方を支給すべきである。
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	保健福祉局障害福祉課
措置内容	平成25年度分については、補助対象経費の実額と定められている上限額とを比較し、少ない方を支給した。今後も要綱に従った手続きを行っていく。

(措置内容の検討及び結果)

サンプルで支出負担行為決議書及び関連する資料を閲覧し、補助対象経費が要綱に定められている上限額より少ない場合に、補助対象経費の実額が支給されていることを確認した。

(11) 指摘11

補助金等名称	岡山市公衆浴場づくり湯事業補助金
所管部署	保健福祉局保健管理課
報告書ページ	78

指摘事項	実績報告書の収支を正確に記載することを求めるべきである																																																															
指摘の概要	<p>補助金額の算定は、事業の実施に際し、支出される経費に3分の2を乗じた額とし、1公衆浴場当たり上限を年間60万円として支給している（岡山市公衆浴場づくり湯事業補助金交付要綱第5条）。</p> <p>よって、づくり湯に係る経費の実績から補助金額の算定を行う必要があり、市では、各浴場より、毎年、実績報告書の提出を受け、補助金額を確定している。各浴場の実績報告書を閲覧すると、以下の3浴場の例のとおり、全ての浴場で入場料金等と市補助金からの収入合計額をつくり湯にかかる経費として算定しているとみられた。また、づくり湯に係る経費は、水道光熱費や重油等の燃料費、人件費等と考えられるが、当該経費は、翌年度に提出される補助金交付申請の添付資料である前年の確定申告書の経費を上回っており、当該実績報告書に記載の支出額がつくり湯に係る経費の実績を表わしているとは認められない。</p> <p>&lt;実績報告書の事例&gt;</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">浴場</th> <th colspan="4">実績報告書</th> <th colspan="3">確定申告書</th> </tr> <tr> <th colspan="2">収入</th> <th colspan="2">支出</th> <th>収入</th> <th>経費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A</td> <td>補助金(市)</td> <td>600</td> <td>づくり湯にかか</td> <td>3,600</td> <td rowspan="3">3,799</td> <td rowspan="3">3,619</td> <td rowspan="3">経費の額は確定申告書に記載の経費の全額を記載</td> </tr> <tr> <td>入湯料金等</td> <td>3,000</td> <td>かる経費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,600</td> <td>合計</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td>補助金(市)</td> <td>600</td> <td>づくり湯にかか</td> <td>3,600</td> <td rowspan="3">2,479</td> <td rowspan="3">1,594</td> <td rowspan="3">同上</td> </tr> <tr> <td>入湯料金等</td> <td>3,000</td> <td>かる経費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,600</td> <td>合計</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C</td> <td>補助金(市)</td> <td>600</td> <td>づくり湯にかか</td> <td>2,600</td> <td rowspan="3">2,030</td> <td rowspan="3">2,067</td> <td rowspan="3">同上</td> </tr> <tr> <td>入湯料金等</td> <td>2,000</td> <td>かる経費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,600</td> <td>合計</td> <td>2,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>市の説明によると、各浴場では補助対象経費は補助の基準額を上回っていると認識しており、一方で、補助対象経費が基準額を上回った場合には、上限額での補助金が支給されるため、実績報告書を正確に記載せず、経費を収入額に合致させて報告するような慣習となっていたとのことである。</p> <p>実績報告される経費は、正確な金額を求めるべきである。</p>	浴場	実績報告書				確定申告書			収入		支出		収入	経費	備考	A	補助金(市)	600	づくり湯にかか	3,600	3,799	3,619	経費の額は確定申告書に記載の経費の全額を記載	入湯料金等	3,000	かる経費		合計	3,600	合計	3,600	B	補助金(市)	600	づくり湯にかか	3,600	2,479	1,594	同上	入湯料金等	3,000	かる経費		合計	3,600	合計	3,600	C	補助金(市)	600	づくり湯にかか	2,600	2,030	2,067	同上	入湯料金等	2,000	かる経費		合計	2,600	合計	2,600
浴場	実績報告書				確定申告書																																																											
	収入		支出		収入	経費	備考																																																									
A	補助金(市)	600	づくり湯にかか	3,600	3,799	3,619	経費の額は確定申告書に記載の経費の全額を記載																																																									
	入湯料金等	3,000	かる経費																																																													
	合計	3,600	合計	3,600																																																												
B	補助金(市)	600	づくり湯にかか	3,600	2,479	1,594	同上																																																									
	入湯料金等	3,000	かる経費																																																													
	合計	3,600	合計	3,600																																																												
C	補助金(市)	600	づくり湯にかか	2,600	2,030	2,067	同上																																																									
	入湯料金等	2,000	かる経費																																																													
	合計	2,600	合計	2,600																																																												
包括外部監査結果に対する措置通知																																																																
所管課	保健福祉局保健管理課																																																															
措置内容	補助金交付要綱を平成26年3月に改正し、年度末の事業完了報告時に収支の詳細が分かる収支決算書及び領収書の添付するよう改めるとともに、その内容を対象事業者に周知した。																																																															

(措置内容の検討及び結果)

岡山市公衆浴場業経営安定化補助金交付要綱及び令和6年度補助事業完了確認報告書等を閲覧した。

岡山市公衆浴場業経営安定化補助金交付要綱第9条において、後期(10月から3月までの半期)の事業完遂届には収支決算書、1日当たりの入浴人員申告書及びその他市長が必要と認める書類、を提出しなければならないと規定されていることを確認した。

また、令和6年度の事業完遂届に収支決算書が添付されていることを確認した。

(12) 指摘12

補助金等名称	岡山市公衆浴場づくり湯事業補助金
所管部署	保健福祉局保健管理課
報告書ページ	79
指摘事項	公衆浴場の経営実態を踏まえた補助制度とすべきである
指摘の概要	<p>岡山市公衆浴場づくり湯事業補助金は、づくり湯の定義を、「浴場開場までに用意しておく浴槽一杯の湯」とし、その経費の一部を補助するものであるが、づくり湯の定義が抽象的でわかりにくく、それに係る経費を算定するのも困難であることから、実際には、浴場経営に係る経費の全額と基準額とを比較し、支出額を決定しているのが実態である。</p> <p>本事業は、公衆衛生上の観点から自家風呂のない市民の入浴機会の確保のため、継続的経営確保を目的としていることから、補助対象をつくり湯の経費に限定する必要はないと考えるが、その場合は、要綱を変更する必要がある。</p> <p>また、「第4. 1. (2) [指摘11] 実績報告書の収支を正確に記載することを求めるべきである」(78頁)で述べたように、各浴場から提出されている実績報告書はそれぞれの経営実態を把握できる内容ではなく、また、補助金支給申請時に提出される前年の確定申告書からその収支の全体を確認し、補助の必要性を判断しているということであるが、一部には浴場以外の事業収支も合算された決算申告書が提出されているなど、浴場のみの経営実態を把握しえないものもあり、現状の補助金支給が、各公衆浴場の経営実態を把握した上での支給であるとはいいきれない状態である。</p> <p>今後は、補助金支給目的に沿うよう、各浴場の経営実態を十分に把握し、補助金要綱の文言整理や変更も含め、経営実態を踏まえた補助制度とすべきである。</p>

包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	保健福祉局保健管理課
措置内容	補助金交付要綱を平成26年3月に改正し、年度末の事業完了報告時に収支の詳細が分かる収支決算書及び領収書を添付させるなど、より厳密な収支を把握し、経営状況を確認できるようにした。

(措置内容の検討及び結果)

岡山市公衆浴場業経営安定化補助金交付要綱及び令和6年度補助事業完了確認報告書等を閲覧した。

岡山市公衆浴場業経営安定化補助金交付要綱第9条において、後期（10月から3月までの半期）の事業完遂届には収支決算書、1日当たりの入浴人員申告書及びその他市長が必要と認める書類、を提出しなければならないと規定されていることを確認した。

また、令和6年度の事業完遂届に収支決算書が添付されていることを確認した。

(13) 指摘13

補助金等名称	児童クラブ補助金
所管部署	岡山っ子育成局こども企画総務課
報告書ページ	85
指摘事項	児童クラブのサービス水準に公平性を担保すべきである
指摘の概要	<p>市の児童クラブは運営委員会方式をとっているため、運営方針の決定は各地域住民が組織する運営委員会に委ねられている。そのため、地域ごとに運営時間や休日の開設がさまざまであり統一されていない。児童クラブは学区と一体となっているため、他の地域の児童クラブのサービスを受けたくても選択の余地がないため、ある程度サービス水準を統一する必要がある。</p> <p>「育成プランの課題」の今後の方向性で記載されているように、ニーズの増加への対応と設備面の充実を踏まえた児童クラブの質の向上を図るためには、たとえ運営委員会方式であっても、市が最低限必要と考えるサービス水準を明示し、一定のサービス水準を担保すべきである。市は、平成27年度からの子ども・子育て支援法の施行に伴い、省令で国から基準が示された後に条例を制定していくが、運営時間（開設時間）、休日運営及び保護者負担額等については、ある程度の統一性を確保すべきである。</p> <p>一定の水準を満たさない児童クラブに対しては指導を行い、運営委員会方式ではサービス水準が確保できない場合は、例えば市</p>

	からのアドバイザー派遣等により均一なサービス水準が維持できるような方策を市が講じる必要がある。
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	岡山っ子育成局地域子育て支援課（こども企画総務課）
措置内容	平成27年度から、経理事務や運営方法及び育成支援のアドバイスを行う嘱託員の導入を開始しており、平成28年1月からは、活動アドバイザー2名、経理アドバイザー2名を配置し、各児童クラブの提供サービスの平準化を行っている。

(措置内容の検討及び結果)

以下の理由により令和6年度のアドバイザーの配置実績はないとの回答を得たため、措置内容の検討はできなかった。引き続き均一なサービス水準の維持のための施策を継続されたい。

「児童クラブのサービス水準を平準化するため、令和2年度より市立移行を進めたことにより、該当の各アドバイザーについては、令和2年度より配置していないため。

市立クラブへの移行後は、各クラブでの経理事務は無くなり、岡山市や運営委託先の公益財団法人岡山市ふれあい公社が経理事務を行っている。また、岡山市から運営委託先へ小学校OB職員を派遣する等して、活動アドバイザー業務を行っている。

※令和7年4月1日時点では市立67クラブ、運営委員会18クラブ。

運営委員会のままの18クラブは、各自の判断で市立へ移行していない。」

(14) 指摘14

補助金等名称	岡山市青少年育成協議会補助金、青少年健全育成地域教育懇談会補助金
所管部署	岡山っ子育成局こども企画総務課
報告書ページ	90
指摘事項	補助金額の根拠を要綱上明確にすべきである
指摘の概要	各補助金の支給額は、要綱上「補助事業に要する経費のうち、岡山市教育委員会が定めた額」とされている。これについて、具体的に支給額の決定根拠となる指針はなく、予算額を上限として支給している。 一方、市から岡山市青少年育成協議会へ支給された補助金額の一部は、各地域の団体に対し、地区育成協議会育成費や、地域教育懇談会補助金として配賦されている。当該配賦額については、岡山市青少年育成協議会の定める『しおり』において、以下のよう定められている。

	<p>(a) 青少年育成地区活動促進事業については以下の合計額</p> <p>≪ 1 ≫ 共通事務費として11万5,000円 (通信運搬費、消耗品費、会議費等)</p> <p>≪ 2 ≫ その他活動費として生徒1人50円×中学校生徒数 (健全育成、啓発活動費等)</p> <p>(b) 地域教育懇談会については以下の合計額</p> <p>≪ 1 ≫ 共通事務費として4万4,000円</p> <p>⇒最低限の共通の事務費活動費 (通信運搬費、消耗品費、会議費等)</p> <p>≪ 2 ≫ 会議費として1人当たり150円×懇談会参加実績人数の過去3年間平均</p> <p>⇒その他会議費等150円 (飲み物代120円+資料代30円)</p> <p>補助金額の算定根拠に対する明確な指針がない場合、受給者はこれまでの受給額確保のために不必要な経費の支出・申請を行う可能性があり、モラルハザードの問題が生じると考えられる。また、補助金支給額の妥当性の検討において基準とすべき算定根拠が明示されていない場合、妥当性の検討結果を一定の水準に保つことができない可能性がある。そのため、補助支給先の岡山市青少年育成協議会で定められている</p> <p>『しおり』や実際に最低限必要と考えられる経費水準を考慮しながら、市から岡山市青少年育成協議会に対する補助金額の算定根拠を要綱上明確にすべきである。</p>
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	岡山っ子育成局こども企画総務課
措置内容	平成26年度から要綱に各補助金の対象経費及び算定根拠について明示した。

(措置内容の検討及び結果)

現行の「岡山市青少年育成協議会補助金交付要綱」及び「青少年健全育成地域教育懇談会促進事業補助金交付要綱」を閲覧し、補助金額の算定根拠が記載されていることを確認した。

(15) 指摘15

補助金等名称	幼児教育センター補助金
所管部署	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課
報告書ページ	95

指摘事項	補助金額の算定根拠が合理的でない
指摘の概要	<p>所管課に対し、算定根拠の具体的な内容を確認したところ、補助金額の算定式における定数（195名×80％）は、幼児教育センターの運営において必要となる固定費に相当する算定根拠と捉えて定数としており、在籍園児数とは連動していない。その一方で、在籍園児数の増減を含む幼児教育センターの運営において必要となる変動費相当額は算定式上の「授業料・教材費の市内私立幼稚園の平均額と補助対象幼稚園の差額」や「市内私立幼稚園の平均入園料の半額」といった1人当たりの補助金支給額を調整しているとのことである。</p> <p>しかし、固定費相当の算定根拠の考え方や在籍園児数の増減に係る1人当たりの補助金支給額の調整についての基準は要綱上明確になっていない。また、定数となる156名（195名×80％）は平成24年度における在籍園児数101名よりも多いことを踏まえると、算定根拠が客観的に合理的なものとなっていないと考えられる。</p> <p>例えば、固定費については費目別に適正と認められる一定額を設けた上で実際発生額と比較することにより算定し、変動費については在籍園児数に適正と認められる1人当たりの補助金支給額を乗じた額として算定した上で、合計金額を補助金額とする</p> <p>といったように、実態に合わせて補助金額の算定根拠を客観的に合理的なものに改訂すべきである。</p>
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課
措置内容	<p>幼児教育センターの幼稚園部分を受け持っている補助対象事業者の学校法人が、平成28年度末で幼児教育センターの運営から撤退する予定であり、当幼児教育センター補助金は平成28年度末をもって廃止されることとなった。</p> <p>なお同センターは、現在センターの保育園部分を担っている社会福祉法人を母体に、幼保連携型認定こども園に移行する予定である。</p>

(措置内容の検討及び結果)

当該補助金は平成28年度末をもって廃止されていることから、措置内容の検討は省略した。

(16) 指摘16

補助金等名称	住宅用太陽光発電システム設置等補助金
所管部署	環境局環境保全課
報告書ページ	116
指摘事項	稼働実績報告の入手を徹底すべきである
指摘の概要	<p>平成24年度岡山市住宅用太陽光発電システム設置等補助金交付要綱によると、補助金受領者は補助金の支給決定の属する年の翌年4月より2年間、6か月ごとに稼働実績に関して報告書を提出する義務があるが、補助金の受領を受けた時点と報告の開始日に開きがあるため、補助金受領者が報告を失念するケースがあるが、現状市側からの督促は行われていない。</p> <p>この点稼働実績に関する報告書提出を義務づけた趣旨に鑑み、稼働実績に関する報告書を提出していない補助金受領者に対しては督促等を行い、稼働実績に関する報告書を入手すべきである。</p>
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	環境局環境保全課
措置内容	<p>定期報告書未提出者の1,118人分については既に督促を行い、平成27年9月30日現在904人分を回収している。残りの未提出者については、平成24年度補助事業者の平成26年度未報告分及び平成25年度補助事業者未報告分と共に順次、督促を行っており、引き続き回収に努めることとする。</p>

(措置内容の検討及び結果)

上記補助事業は平成26年に終了していることから、措置内容の検討は省略した。

(17) 指摘17

補助金等名称	勤労者福祉事業費補助金												
所管部署	経済局産業振興・雇用推進課												
報告書ページ	119												
指摘事項	剰余金の取り扱いについて返還を含めて検討すべきである												
指摘の概要	<p>平成24年度の西大寺地区労働組合協議会の支出概要は以下のとおりである。</p> <p>&lt;西大寺地区労働組合協議会&gt; (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>支出額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務費</td> <td>事務費</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通信費</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	項目	支出額	摘要	事務費	事務費	49		通信費	99		その他	60
項目	支出額	摘要											
事務費	事務費	49											
	通信費	99											
	その他	60											

	<p> 行動費 行動費 388  教育文化費 150  レクリエーション費 421  その他 その他 926 次期繰越金 (707 千円) 等  合計 2,094  西大寺地区労働組合協議会については、平成24年度で補助金制度が終了するが、事業規模に比して多い707千円の次期繰越金の扱いについて、市が協議に積極的に関与し、返金を求める必要があるか検証する必要がある。 </p>
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	経済局産業振興・雇用推進課
措置内容	補助終了後の活動・決算の状況を把握した結果、市補助金に依存しない形での活動を継続しており、また、繰越金も減少しており返還の必要はないものとする。

(措置内容の検討及び結果)

平成24年度で補助金制度が終了しているため、措置内容の検討は省略した。

(18) 指摘18

補助金等名称	勤労者福祉事業費補助金																								
所管部署	経済局産業振興・雇用推進課																								
報告書ページ	120																								
指摘事項	中身の検証ができない項目が含まれている場合には、当該項目への支出に対する補助の妥当性について検討すべきである																								
指摘の概要	<p>平成24年度の岡山市勤労者協議会の支出概要は以下のとおりである。</p> <p>&lt;岡山市勤労者協議会&gt; (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>支出額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務費</td> <td>事務局費 1,500</td> <td>人件費、光熱水費等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通信費 68</td> <td>電話、切手等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費 24</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>教育文化費 1,607</td> <td>市民美術展、わくわく子供まつり、各種講演会等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>体育奨励費 1,035</td> <td>勤労者軟式野球大会等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他 1,204</td> <td>ボウリング大会等</td> </tr> <tr> <td>交付金</td> <td>交付金 1,500</td> <td>岡山地区労働組合協議会、岡山地区</td> </tr> </tbody> </table>	項目	支出額	摘要	事務費	事務局費 1,500	人件費、光熱水費等		通信費 68	電話、切手等		事務費 24		事業費	教育文化費 1,607	市民美術展、わくわく子供まつり、各種講演会等		体育奨励費 1,035	勤労者軟式野球大会等		その他 1,204	ボウリング大会等	交付金	交付金 1,500	岡山地区労働組合協議会、岡山地区
項目	支出額	摘要																							
事務費	事務局費 1,500	人件費、光熱水費等																							
	通信費 68	電話、切手等																							
	事務費 24																								
事業費	教育文化費 1,607	市民美術展、わくわく子供まつり、各種講演会等																							
	体育奨励費 1,035	勤労者軟式野球大会等																							
	その他 1,204	ボウリング大会等																							
交付金	交付金 1,500	岡山地区労働組合協議会、岡山地区																							

	<p>平和センター、連合地区協会への各事業に対しての交付金</p> <p>その他 その他 183 合計 7,123</p> <p>岡山市勤労者協議会については、補助が開始された昭和30年前後当時とは加入者の大幅な減少など労働団体を取り巻く環境も大きく変容している。このため、当初は労働者団体を対象とした事業に対する補助の意味合いが強かったものの、岡山市勤労者協議会の行う事業の多くは広く勤労者に開放されたものとするよう、市からも指導しているところである。</p> <p>岡山市勤労者協議会の支出のうち、交付金については岡山地区労働組合協議会、岡山地区平和センター、連合地区協会の各事業に対して交付しているとのことであるが、市の担当部署もその詳細については把握できておらず、要綱の趣旨に見合う支出となっているか否かについて判然としない。</p> <p>このように、支出内容についてその中身の検証ができない項目が含まれている場合には、当該項目への支出に対する補助の妥当性について検討すべきである。</p>
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	経済局産業振興・雇用推進課
措置内容	各団体へ資料の提出を求め、内容の詳細を把握し、要綱の趣旨に見合うものと確認した。今後においても、交付金の詳細を十分に把握し、妥当性も含め検証していく。

(措置内容の検討及び結果)

令和7年度岡山地区労働者福祉協議会補助金の交付決定に関する資料及び岡山地区労働者福祉協議会の2024年度決算報告を閲覧した。

支出内容についてその中身の検証ができないような項目は見受けられなかった。適正に措置がなされている。

(19) 指摘19

補助金等名称	岡山市企業立地促進奨励金
所管部署	経済局産業振興・雇用推進課
報告書ページ	124
指摘事項	申請の実務実態と合致する要綱とすべきである
指摘の概要	岡山市企業立地促進奨励金交付要綱第10条第3項によると、人

	<p>材確保奨励金に係る申請にあたっては、企業立地促進奨励金に係る確定通知書の写しを添付する必要があるとされている。</p> <p>平成24年度の申請手続（当年度の総件数は1件）を検証したところ、企業立地促進奨励金は7月2日申請、確定通知8月17日となっており、これに係る人材確保奨励金の申請は同じく7月2日となっていた。当該日付の関係性は、要綱上の人材確保奨励金の申請要件と整合しないが、申請は受理、審査上も問題となることなく支給決定がなされている。申請を受理した点については、事務処理は企業立地促進奨励金の支給決定をした後に、人材確保奨励金の起案決裁を受けている。これは本社が県外にあり、企業立地促進奨励金の支給決定後に代表者の決裁を再取得する事が相手方の負担となることから、誘致企業への配慮として実際には同時申請を認めているとのことであった。</p> <p>このような実務上の要請を申請手続上加味するのであれば、要綱を実態に合ったものに修正する必要がある。また、企業立地促進奨励金の確定後に人材確保奨励金の申請を行わないと、補助金執行上のリスク（不正受給等のリスク）が残るのであれば、要綱とおりに手続きを進めるべきである。この点について再考し、適切な運用が図られるようにする必要がある。</p>
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	経済局産業振興・雇用推進課
措置内容	<p>企業立地促進奨励金と人材確保奨励金の交付申請に係る手続きについて、同時申請ができるように、今までは交付申請様式を企業立地促進奨励金と人材確保奨励金でそれぞれ交付申請様式が分かれていたものを一つの様式に統一し、また人材確保奨励金の交付申請に必要であった添付書類を添付不要にした。（岡山市企業立地促進奨励金交付要綱第10条を改正。（平成26年4月1日施行））</p> <p>人材確保奨励金の要件及び審査の流れについては、従前のおりて企業立地促進奨励金の適用をうけたものに対し人材確保奨励金を交付する。</p>

（措置内容の検討及び結果）

現行の「岡山市企業立地促進奨励金交付要綱」を閲覧したところ、第12条において、交付申請の添付書類に企業立地促進奨励金に係る確定通知書の写しは含まれていなかった。

また、奨励金交付申請書の様式を閲覧したところ、企業立地促進奨励金と人材確保

奨励金とが含まれていた。

適正に措置がなされている。

(20) 指摘20

補助金等名称	土地開発公社利子補給金
所管部署	都市整備局都市計画課
報告書ページ	134
指摘事項	公社が先行取得している土地の買戻しを実現し、早急に利子補給を縮減していくべきである
指摘の概要	<p>当該用地取得のため、外部金融機関から借入を行っている。当該借入金の元本返済は、市が用地を買戻した時の代金により行われるため、当該用地が市に買戻しされない限り、元本の返済は行われず、当該借入に係る利子補給金額の合計は増加していくこととなる。</p> <p>よって市が当該用地の活用方法や何らかの行政サービスを早急に検討し、当該用地を買戻すことにより、公社において買入の元本を返済し、利子補給を縮減させていくべきである。</p>
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	都市整備局都市計画課
措置内容	<p>公社用地について、貸駐車場（平成26年度より）の運営を開始しており、財政負担の軽減に努めているところである。</p> <p>また、公社の借入先についても令和3年3月より外部金融機関から岡山市へ変更しており、利子補給は発生していない。</p>

(措置内容の検討及び結果)

令和3年3月より借入先を岡山市へ変更しているため、措置内容の検討は省略した。

(21) 指摘21

補助金等名称	井原鉄道基盤設備維持費補助金
所管部署	都市整備局街路交通課
報告書ページ	137
指摘事項	補助金の必要性について検討すべきである
指摘の概要	<p>市では、平成15年より井原線沿線地域と市との交通利便性を向上させることで観光振興、経済活動の活性化等、人的・物的交流を促進させ、地域相互の振興・活性化を図り、本市の発展に寄与することを目的に、補助金を継続して支給しているが、井原鉄道</p>

	<p>発足当初（平成11年）は、岡山駅への乗り入れも検討対象となっており、将来的な市民への交通便益の向上が大きな目的のひとつとなっていたことがあげられる。しかし、現状では、昨今の経済環境等により、岡山駅への乗入れ計画は進んでおらず、市としてメリットを享受できる環境が整う可能性は低い。一方でJR吉備線のLRT（次世代型路面電車）化についてJR西日本及び総社市と、議会や市民との議論のたたき台となる計画素案を作成するための協議に入っており、LRT化されると、現在の車両での岡山駅への井原鉄道の乗入れは困難となることが予想される。</p> <p>近い将来、市と関連性が少なくなった時点では補助金の必要性も含めて検討すべきこととなると考えられるため、現時点でもその準備段階として沿線の自治体等の関係各所と当該補助金のあり方について整理を行うべきである。</p>
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	都市整備局交通政策課（街路交通課）
措置内容	JR吉備線のLRT化の検討については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、基本計画策定に遅れが生じているところであり、整備方針等が定まっていない状況であることから、引き続き検討の進捗を踏まえて、井原線に対する補助金のあり方を整理することとする。

（措置内容の検討及び結果）

令和4年度の岡山市包括外部監査において、「井原鉄道株式会社」に関して以下の言及がなされている。

「現在の状況はモラトリアム期間であり、コロナ禍明けにおいて早期に吉備線LRT構想の全体像をまとめるとともに、同法人に対する岡山市の関与方針を決定すべきであろう。」

現状、LRT構想は新型コロナウイルス感染症の影響により協議が中断されて以降、協議の再開に向けた協議は行われているものの、再開の見通しは立っていない。

岡山市は、「JR吉備線のLRT化の検討については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、基本計画策定に遅れが生じているところであり、整備方針等が定まっていない状況であることから、引き続き検討の進捗を踏まえて、井原線に対する補助金のあり方を整理することとする。」としているが、いつになるか不明の状況である。

LRT化の協議の遅れに伴い、従来補助金を支出し続けるのではなく、現状を踏まえて改めて当該補助金のあり方を検討することが望ましい。

## (22) 指摘22

補助金等名称	岡山市小学校体育連盟助成金																																																																											
所管部署	教育委員会保健体育課																																																																											
報告書ページ	140																																																																											
指摘事項	助成金金額を見直す必要がある																																																																											
指摘の概要	<p>岡山市小学校体育連盟の収支決算報告書の内容は以下のとおりである。</p> <p>(単位：千円)</p> <table> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>平成 23 年度決算金額</th> <th>平成 24 年度決算金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入の部</td> <td>1,958</td> <td>1,664</td> </tr> <tr> <td>著作権料</td> <td>956</td> <td>1,024</td> </tr> <tr> <td>岡山市教育委員会助成金</td> <td>320</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>県小体連交付金</td> <td>55</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前年度繰越金</td> <td>627</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>支出の部</td> <td>1,691</td> <td>1,279</td> </tr> <tr> <td>学童記録会（水泳・陸上）</td> <td>184</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>実技研修会</td> <td>61</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>表現運動研修会</td> <td>70</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>個人研究発表会</td> <td>11</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>研究指定校助成金</td> <td>90</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>ブロック事業費</td> <td>485</td> <td>356</td> </tr> <tr> <td>中・四国体育研究会派遣費</td> <td>79</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>研修部活動費</td> <td>110</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>児童表彰費</td> <td>98</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>会議費（総会・常任理事会）</td> <td>52</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>印刷製本代</td> <td>0</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>事務費（通信費・消耗品費等）</td> <td>89</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>体育用具購入品費</td> <td>339</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>予備費</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>60周年記念事業積立</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>市助成金返金額</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>次年度繰越金</td> <td>265</td> <td>384</td> </tr> </tbody> </table> <p>これによると、次年度繰越金が平成23年度は265千円、平成24年度は384千円発生しているが、助成金金額は每期320千円と一定である。自主財源である程度助成対象の事業を実施できるのであ</p>	科目	平成 23 年度決算金額	平成 24 年度決算金額	収入の部	1,958	1,664	著作権料	956	1,024	岡山市教育委員会助成金	320	320	県小体連交付金	55	55	雑収入	0	0	前年度繰越金	627	265	支出の部	1,691	1,279	学童記録会（水泳・陸上）	184	140	実技研修会	61	57	表現運動研修会	70	44	個人研究発表会	11	6	研究指定校助成金	90	90	ブロック事業費	485	356	中・四国体育研究会派遣費	79	94	研修部活動費	110	110	児童表彰費	98	100	会議費（総会・常任理事会）	52	76	印刷製本代	0	60	事務費（通信費・消耗品費等）	89	24	体育用具購入品費	339	99	予備費	—	—	60周年記念事業積立	20	20	市助成金返金額	1	—	次年度繰越金	265	384
科目	平成 23 年度決算金額	平成 24 年度決算金額																																																																										
収入の部	1,958	1,664																																																																										
著作権料	956	1,024																																																																										
岡山市教育委員会助成金	320	320																																																																										
県小体連交付金	55	55																																																																										
雑収入	0	0																																																																										
前年度繰越金	627	265																																																																										
支出の部	1,691	1,279																																																																										
学童記録会（水泳・陸上）	184	140																																																																										
実技研修会	61	57																																																																										
表現運動研修会	70	44																																																																										
個人研究発表会	11	6																																																																										
研究指定校助成金	90	90																																																																										
ブロック事業費	485	356																																																																										
中・四国体育研究会派遣費	79	94																																																																										
研修部活動費	110	110																																																																										
児童表彰費	98	100																																																																										
会議費（総会・常任理事会）	52	76																																																																										
印刷製本代	0	60																																																																										
事務費（通信費・消耗品費等）	89	24																																																																										
体育用具購入品費	339	99																																																																										
予備費	—	—																																																																										
60周年記念事業積立	20	20																																																																										
市助成金返金額	1	—																																																																										
次年度繰越金	265	384																																																																										

	れば、助成金の減額も視野に入れるべきである。
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	教育委員会保健体育課
措置内容	実地調査により、岡山市小学校体育連盟が行っている各事業について精査した。また、詳細な事業計画・予算案を立て、事業趣旨に沿った支出となるように指導した。今後も、事業報告を受けの際に領収書等の精査をし、補助金の適正な執行がなされるよう指導監督していく。

(措置内容の検討及び結果)

保健体育課が令和6年度岡山市小学校体育連盟助成金に関連する会計書類等を精査した結果と、岡山市小学校体育連盟本部への指導内容が記載された書類を閲覧し、適切に指導監督が行われていることを確認した。

(23) 指摘23

補助金等名称	岡山市小学校体育連盟助成金																																										
所管部署	教育委員会保健体育課																																										
報告書ページ	143																																										
指摘事項	助成金金額を見直す必要がある																																										
指摘の概要	<p>岡山市中学校体育連盟の収支決算報告書の内容は以下のとおりである。</p> <p>(単位：千円)</p> <table> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>平成 23 年度決算金額</th> <th>平成 24 年度決算金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入の部</td> <td>11,665</td> <td>11,390</td> </tr> <tr> <td>前年度繰越金</td> <td>976</td> <td>734</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>4,272</td> <td>4,278</td> </tr> <tr> <td>市教委助成金</td> <td>3,500</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>大会運営費一部負担金</td> <td>1,428</td> <td>1,390</td> </tr> <tr> <td>支部費</td> <td>1,488</td> <td>1,487</td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>支出の部</td> <td>10,931</td> <td>11,144</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>231</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>本部負担金</td> <td>4,890</td> <td>4,887</td> </tr> <tr> <td>備西負担金</td> <td>63</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>表彰費</td> <td>208</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>研修費</td> <td>583</td> <td>514</td> </tr> </tbody> </table>	科目	平成 23 年度決算金額	平成 24 年度決算金額	収入の部	11,665	11,390	前年度繰越金	976	734	負担金	4,272	4,278	市教委助成金	3,500	3,500	大会運営費一部負担金	1,428	1,390	支部費	1,488	1,487	雑収入	0	0	支出の部	10,931	11,144	事務費	231	153	本部負担金	4,890	4,887	備西負担金	63	63	表彰費	208	200	研修費	583	514
科目	平成 23 年度決算金額	平成 24 年度決算金額																																									
収入の部	11,665	11,390																																									
前年度繰越金	976	734																																									
負担金	4,272	4,278																																									
市教委助成金	3,500	3,500																																									
大会運営費一部負担金	1,428	1,390																																									
支部費	1,488	1,487																																									
雑収入	0	0																																									
支出の部	10,931	11,144																																									
事務費	231	153																																									
本部負担金	4,890	4,887																																									
備西負担金	63	63																																									
表彰費	208	200																																									
研修費	583	514																																									

	研究費 — 469 教科研究費 200 — 研究校助成金 300 300 専門部 運営費 — 420 事業費 4,353 4,012 会議費 91 122 予備費 8 — 市助成金返金額 — — 次年度繰越金 734 245  これによると、次年度繰越金が平成23年度は734千円、平成24年度は245千円発生しているが、助成金金額は每期3,500千円と一定である。自主財源である程度助成対象の事業を実施できるのであれば、助成金の減額も視野に入れるべきである。
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	教育委員会保健体育課
措置内容	 実地調査により、岡山市中学校体育連盟が行っている各事業について精査した。また、詳細な事業計画・予算案を立て、事業趣旨に沿った支出となるように指導した。今後も、事業報告を受けの際に領収書等の精査をし、補助金の適正な執行がなされるよう指導監督していく。

(措置内容の検討及び結果)

保健体育課が令和6年度岡山市中学校体育連盟助成金に関連する会計書類等を精査した結果と、岡山市中学校体育連盟本部への指導内容が記載された書類を閲覧し、適切に指導監督が行われていることを確認した。

適正に措置がなされている。

(24) 指摘24

補助金等名称	指定文化財等の保存事業補助金
所管部署	教育委員会文化財課
報告書ページ	149
指摘事項	補助対象事業者の財政状態を踏まえた補助金の支給とすべきである
指摘の概要	当該補助金は、岡山市文化財保護条例に基づいて支給されるものであるが、当該条例によると、(文化財の)所有者がその負担に耐えない場合その他特別の事情がある場合には、教育委員会は

	<p>その経費の一部に充てさせるため予算の範囲内で補助金を支給することができる」とある。</p> <p>しかし、市では、補助金の支給にあたって補助対象者の財政状態を念頭には入れているものの、その検討が客観的にはされていなかった。また、補助金の支給基準についても整理されていなかった。</p> <p>市によるとこれまで（文化財の）所有者の財政状態を勘案した結果、補助金を支給しなかった事例はない。</p> <p>市は、（文化財の）所有者がその負担に耐えない場合その他特別の事情がある場合とはどのような場合かを明確にするとともに、（文化財の）所有者の財政状態が良好な場合に、市の負担を軽減することを検討する必要がある。</p> <p>ただし、文化財は唯一無二の存在であり、適切に保全活動を実施していくべき存在であることについても留意すべきである。</p>
	包括外部監査結果に対する措置通知
所管課	教育委員会文化財課
措置内容	補助申請受理の際に、条例に照らして適否を判断し、文化財課の意見を付した後に交付決定することとした。

（措置内容の検討及び結果）

「市指定重要文化財 吉備津彦神社随神門保存修理に関する担当課所見」を閲覧した。

「（文化財の）所有者がその負担に耐えない場合その他特別の事情がある場合とはどのような場合か」は明らかにはなっておらず、市の負担軽減の検討内容は確認できなかったが、補助事業の適正性についての見解が書面として残されていることを勘案し、改善済とする。

(25) 指摘25

補助金等名称	岡山県市長会負担金
所管部署	政策局政策企画課
報告書ページ	153
指摘事項	岡山県市長会の負担金の定期的な見直しについて検討すべきである
指摘の概要	岡山県市長会は、全国市長会及び中国支部に提出する議案に関することや、全国市長会及び中国支部との連携、行政、財政に関する調査研究及び県に対する要望等を活動目的としている。

	<p>ところが、会議体にもかかわらず常勤職員を抱え、岡山県戦没者顕彰会補助金60万円等をはじめとした20程度の団体に補助金、負担金を合計700万円程度支給、拠出し、池田動物園の株式100万円を保有するなど、活動経費の一部について会の目的と整合するか疑問を感じるところがある。</p> <p>また、繰越金を平成24年度末現在で600万円程度保有し、繰越金は年度当初より予備費として計上するなど活動実態に見合わない金額規模で各市から負担金を徴収するなど、岡山県市長会の本来の目的を達成するための運営規模に見合った収入、財産状況となっていることを十分に説明できるか、疑問を抱かざるを得ない点がある。</p> <p>会議を有効に成立させることを目的とするのであれば、常設事務局を置かずとも、たとえば各市持ち回りで事務局を務め、会議や各種調査に必要な最低限の経費のみ徴収すれば目的は達成できるはずである。会の目的と整合しない可能性のある支出内容や、保有財産の状況等も含め勘案し、負担金が会の本来的な目的にとっての必要最低限の金額となっているか検討の上、負担金の必要性も含めた、定期的な見直しを図るべきである。</p>
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	政策局政策企画課
措置内容	<p>岡山県市長会に対し、従前より負担金の見直し要請を行っていたところ、平成26年度から一定の減額がなされたところである。</p> <p>今後とも指摘を踏まえ、負担金が必要最低限の金額になっているか等について、定期的に状況を確認し、必要に応じて見直しが行われるよう要望していく。</p>

(措置内容の検討及び結果)

岡山市によれば、負担金が必要最低限の金額になっているかについて、毎年度岡山県市長会が提示する決算資料等で確認しているとのことである。

また、平成25年に8,118,000円であった負担金は令和7年に5,366,000円に減少している。

詳細な支出項目は確認していないが、改善済とする。

(26) 指摘26

補助金等名称	おかやま国際音楽祭開催負担金
所管部署	市民局文化振興課

報告書ページ	156
指摘事項	具体的な経費がわかる根拠資料を入手して確認すべきである
指摘の概要	<p>おかやま国際音楽祭2012の収支決算書には、財団制作手数料として一括で500万円の費用が計上されていた。これについて、市は、制作手数料は役務に係る経費に該当するものと判断しているが、具体的な内容が確認できる十分な支出根拠書類は入手しておらず、交付要綱に則した拠出となっているかどうか不明瞭な状態である。</p> <p>交付対象経費との関連性が明瞭となるように、具体的な経費がわかる根拠資料を入手して確認すべきである。</p>
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	市民局文化振興課
措置内容	平成25年度決算分について、事務局である市スポーツ・文化振興財団に対し、制作手数料の内訳や根拠資料を提出するよう指導し、資料の確認を行った。

(措置内容の検討及び結果)

補助事業終了しているとのことであり、措置内容の検討は省略した。

(27) 指摘27

補助金等名称	岡山市消防団運営交付金
所管部署	消防局消防企画総務課
報告書ページ	183
指摘事項	交付対象経費として不適当なものは控えるべきである
指摘の概要	<p>飲食代については、災害現場や訓練及び出初式や夜警等の公式行事に限って交付対象経費として認められている。市は一人当たりの目安として500円を設定しているものの、一人当たり1,000円近いものもあった。公金の性格からして目安を大きく上回るものについては指導すべきである。</p> <p>さらに、領収先が「酒の××本店」とあり、領収要因（お食事代として等）も記載されていないものもあった。交付金で酒類を購入しているような外観を呈しているため、このような支出は避けるように、市は消防団に対して適切な指導を行うべきである。</p>
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	消防局消防企画総務課
措置内容	平成26年4月から9月までの分団長宛定期郵送便に適正執行に

	<p>ついでに文書を同封し、平成26年5月21日開催の分団長会議で直接指導を行った。</p> <p>また、平成26年6月28日の今年度分運営交付金支給時に文書指導を実施、平成26年11月26日開催予定の分団長会議でも適正執行について指導を継続する。</p>
--	--

(措置内容の検討及び結果)

岡山市は1ヶ月に1度を目安に、「運営交付金適正執行について」という書面を全分団長に送付している。

「運営交付金適正執行について」を閲覧し、指導は適正に行われているとの心証を得た。

(28) 指摘28

補助金等名称	岡山市消防団運営交付金
所管部署	消防局消防企画総務課
報告書ページ	183
指摘事項	交付対象経費の妥当性を判断する情報を記載するよう指導すべきである
指摘の概要	飲食代の支払書を確認したところ人数が記載されていないものがあつた。市は一人当たりの目安として500円を設定しており、金額的に妥当なものであるかどうかをチェックするために人数を記載するように指導すべきである。
包括外部監査結果に対する措置通知	
所管課	消防局消防企画総務課
措置内容	<p>平成26年4月から9月までの分団長宛定期郵送便に適正執行についての文書を同封し、平成26年5月21日開催の分団長会議で直接指導を行った。</p> <p>また、平成26年6月28日の今年度分運営交付金支給時に文書指導を実施、平成26年11月26日開催予定の分団長会議でも適正執行について指導を継続する。</p>

(措置内容の検討及び結果)

岡山市は1ヶ月に1度を目安に、「運営交付金適正執行について」という書面を全分団長に送付している。

「運営交付金適正執行について」を閲覧し、指導は適正に行われているとの心証を得た。